

長野地域振興局商工観光課ソーシャルメディア運用方針

1 目的

各ソーシャルメディアは、長野地域の観光資源の周知を図るために情報提供を行うことを目的としています。

2 運用者

各ソーシャルメディアの管理・運用は長野地域振興局 商工観光課（以下「当課」という。）が行っています。

3 アカウント情報

当課が管理・運用するソーシャルメディアは以下のとおりです。

種類	サービス名	ユーザー名	アカウント名（ブログ名）	URL
ブログ	ナガブロ	長野県長野地域振興局 商工観光課	体験！ながの	https://taiken.naganoblog.jp/
			ワインな猫の手旅 in 千曲川ワインバレー	https://winetabi.naganoblog.jp/

種類	サービス名	ユーザー名	アカウント名	URL
動画共有サイト	YouTube	taiken-nagano	体験！ながの	https://www.youtube.com/@taiken-nagano
		wine_na_neko notetabi	ワインな猫の手旅 in 千曲川ワインバレー	https://www.youtube.com/channel/UC4XrLxmHNkqN_xfDD0oAJzA
		nagachi-shokan	長野県長野地域振興局 商工観光課	https://www.youtube.com/channel/UC20SH_CDQP8m3i8Pax9kxKg

4 発信内容

以下の各項のいずれかに該当する情報を発信します。

- (1) 長野地域で体験できる観光アクティビティ
- (2) サイクルツーリズム
- (3) ワインツーリズム

5 意見や質問への対応

ブログやYouTube についての利用者からのコメントに対しては、原則として返信しません。

取材依頼や情報提供、ご意見・ご要望につきましては県公式サイト 長野地域振興局商工観光課ページ (<https://www.pref.nagano.lg.jp/nagachi/nagachi-shokan/kannai/renrakusaki/shokokanko/index.html>) 下部の「お問い合わせフォーム」からお寄せください。

6 注意事項

本アカウントに対して、以下のような利用はご遠慮ください。利用者が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、利用者に断りなく、投稿等の全部又は一部を削除、利用者アカウントのブロック等の措置をする場合があります。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 法令等に違反しているもの又は違反するおそれのあるもの
- (3) 犯罪行為を誘発又は助長するもの
- (4) 特定の個人・企業・団体等を誹謗中傷し又は名誉もしくは信用を傷つけるもの
- (5) 本人の許諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
- (6) 人種、思想、信条等を差別し又は差別を助長させるもの
- (7) 政治活動及び宗教活動を目的とするもの
- (8) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (9) 運営者又は第三者の著作権、商標権、肖像権などを侵害するおそれのあるもの
- (10) 有害なプログラムを使用しもしくは提供するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 記載された内容が虚記載された内容が虚偽又は著しく事実と異なるもの
- (12) 他の利用者、第三者になりすますもの
- (13) 運営者の発信する内容に関係のないもの
- (14) その他、当課が不適切と判断したもの

7 知的財産権

各アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画及び記事等の知的財産記事等の知的財産権は当課又は正当な権利を有する者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

8 免責事項

- (1) 利用者が各アカウントの情報をを用いて行う一切の行為については、当課は何ら責任を負うものではありません。
- (2) 各アカウントに関連して生じた利用者間のトラブル又はその被った損害について、また、各アカウントに関連して生じた利用者間と第三者との間のトラブル又はその被った損害については、当課は責任を負いかねますのでご了承ください。
- (3) コメントの投稿にかかる著作権等は当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は当課に対して投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、当課に対して著作権等を行使しないことを同意したものとします。
- (4) 上記のほか、本アカウントに関連して生じたいかなる損害についても当課は一切の責任を負いません。

9 運用方針の変更

この「運用方針」は事前に告知なく変更する場合があります。

10 附則

本運用方針は、令和6年10月1日から施行します。